

第4章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念

誰もが安心していきいきと暮らすことのできる 地域社会の実現

医療技術の進歩等により、病気を早期に発見し、治療できるようになったことから、高齢者になってからの人生が長くなっています。一方で、高齢化の進展とともに要介護等の認定者は増加し、認知症高齢者の増加も見込まれることから、長い高齢期をいかに健康に、いきいきと過ごすかは、個人にとっても社会にとっても大きな課題です。

市民が住み慣れた地域で、安心して暮らすためには、高齢者の生活を支える医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが、必要に応じ、適切かつ円滑に提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」を構築することが必要です。

このため、市は高齢者一人ひとりの自立支援・重度化防止の支援や、介護が必要になった時に安心して支援を受けられるよう、介護サービス等の「共助」、行政の「公助」の体制整備を進めます。

そして、高齢者一人ひとりが介護保険の趣旨を踏まえて健康増進や、もしも介護が必要になった時のために備える「自助」、高齢者だけでなく、あらゆる世代が身近な人間関係の中で、自発的に地域の困っている方を支え合う「互助」のまちづくりを進めることがこの計画の目指すところです。

第8期計画においては、「誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域社会の実現」を基本理念に4つの基本目標を掲げ、高齢者の笑顔があふれる、思いやりのまちづくりを目指します。

2 基本目標

計画の理念を実現するため、次の4つの基本目標を設定します。

【基本目標1】

誰もが住み慣れた地域で暮らすために、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります

高齢者が地域で安心して暮らすためには、それぞれの環境や生活状態等に応じて、必要な時に必要なサービスが切れ目なく円滑に提供されるよう、高齢者の生活を支える医療・介護・介護予防・生活支援サービスなどの適切な組み合わせによる、地域包括ケアの確立が必要です。

こうした体制を整備するために、地域包括支援センターの機能を充実し、高齢者の在宅生活を支え、安心を提供する役割を果たすことができるよう、総合相談・支援の体制づくりを行うとともに、地域の社会資源と連携して、医療や介護、福祉、権利擁護などの様々なサービスがつながる地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

また、高齢者が地域でいきいきと活動するためには、高齢者の保健事業と介護予防・フレイル対策を一体的に推進し、高齢者自身の健康を維持することが重要です。

そのため、市の健康づくり計画・食育推進計画と連携しながら、生活の質の維持・向上に向け、高齢者自身が健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスし、健康づくりの取組を行えるよう支援します。

令和2年6月に国では地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、自治体の包括的な支援体制の構築支援など、所要の措置を講ずるため「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。市では、これまでの既存の制度では対応が難しい複合課題や狭間のニーズを抱えた本人や世帯への支援を検討し、包括的な支援体制の構築を目指します。

【基本目標2】

誰もが自分らしく安心して暮らすために、地域で支え合う仕組みづくりを進め、日常生活を支援します

独居高齢者や認知症高齢者は増加傾向にあり、高齢者一人ひとりが安心・安全に暮らしていくためには、福祉サービスの充実だけでなく、防災・防犯対策を含めた地域で支え合う取組が重要です。

また、近年、新型コロナウイルス感染症など、生活上の新たな課題が発生しており、高齢者が安心して生活することができるよう、福祉、保健、医療、防災、防犯、消費生活等の関係機関との連携を強化し、高齢者が暮らしやすい環境づくりが重要です。

認知症施策については、「認知症施策推進大綱」等を踏まえ、認知症になっても進行を穏やかにする「予防」と認知症の方と地域の住民の地域社会における「共生」の取組を進めて、認知症になっても住み慣れた地域で意思をもって自分らしく暮らし続けることができるようにしていきます。

そのため、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関だけでなく、高齢者に関わる様々な分野の関係者が連携を深め、地域住民や自治会、民生委員等、地域全体で高齢者を支えていけるよう地域包括ケアの充実に努めます。また、防災・防犯対策、避難支援体制の整備、虐待防止や権利擁護の取組などを通じて、高齢者が安心・安全に生活できるまちづくりを推進します。

【基本目標3】

誰もが健康でいきいきと活躍するために、高齢者の活躍の場を確保します

高齢者が地域において活躍することは、高齢者の生きがいとなり、閉じこもり予防や認知症予防にもつながります。

今後、さらなる高齢化の進展にあたり、高齢者が地域で生きがいを持って活動できるよう、関係機関と連携を図り、地域活動の情報提供やボランティア活動、就労的活動なども含めた高齢者の社会参加を促進し、いきいきと活躍できる地域づくりを進めます。

【基本目標4】

誰もが安心して介護サービスを受けられるようにするために、介護保険制度の安定的な運営を推進します

生活機能の低下等により、介護が必要な状態になった場合には、住み慣れた地域で介護を受けることができるよう、介護保険制度の充実・強化と安定的な運営が必要となってきます。

介護需要の増加や多様な介護ニーズに対応し、高齢者が住み慣れた地域において日常生活を継続できるよう、家族の介護負担の軽減を図るとともに、介護サービスの基盤整備等の検討を進めます。

また、介護サービスを支える介護人材の確保及び資質の向上に努めるとともに、介護現場におけるICTの活用や文書に係る負担軽減など、業務の効率化のための取組を進めます。

3 計画の体系

基本理念

誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域社会の実現

基本目標1

誰もが住み慣れた地域で暮らすために、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります

1 介護予防・生活支援サービスの充実	(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進
2 健康づくりと介護予防の充実	(1)健康づくりとフレイル予防の推進 (2)介護予防事業の推進
3 地域包括支援センターの充実・強化	(1)地域包括支援センターの機能強化の推進 (2)地域ケア会議の開催
4 地域共生社会の構築	(1)包括的支援体制の構築
5 在宅医療と介護の連携の推進	(1)在宅医療と介護の連携の推進

基本目標2

誰もが自分らしく安心して暮らすために、地域で支え合う仕組みづくりを進め、日常生活を支援します

1 高齢者在宅福祉の充実	(1)在宅福祉サービスの提供 (2)介護者への支援
2 生活支援体制整備の推進	(1)生活支援体制整備の推進 (2)地域支え合い活動の促進 (3)高齢者の見守りの推進
3 安心・安全な生活環境の推進	(1)高齢者のための居住環境の確保 (2)防災対策の推進 (3)高齢者にやさしいまちづくりの推進 (バリアフリー等)
4 認知症高齢者を支える地域づくりの推進	(1)認知症等に対する理解の促進 (2)認知症予防に向けた取組 (3)認知症高齢者への支援体制づくり
5 権利擁護支援の推進	(1)高齢者虐待の防止 (2)成年後見制度利用促進事業 (3)成年後見制度利用支援事業

基本目標3

誰もが健康でいきいきと活躍するために、高齢者の活躍の場を確保します

1 生きがいづくりの支援	(1)老人クラブへの支援 (2)高齢者の生涯学習活動の支援 (3)高齢者の健康づくり・スポーツ活動の推進 (4)老人福祉センターの運営
2 社会参加の促進	(1)つるバス・つるワゴンの利用促進 (2)高齢者の就労促進 (3)ボランティア活動の推進

基本目標4

誰もが安心して介護サービスを受けられるようにするために、介護保険制度の安定的な運営を推進します

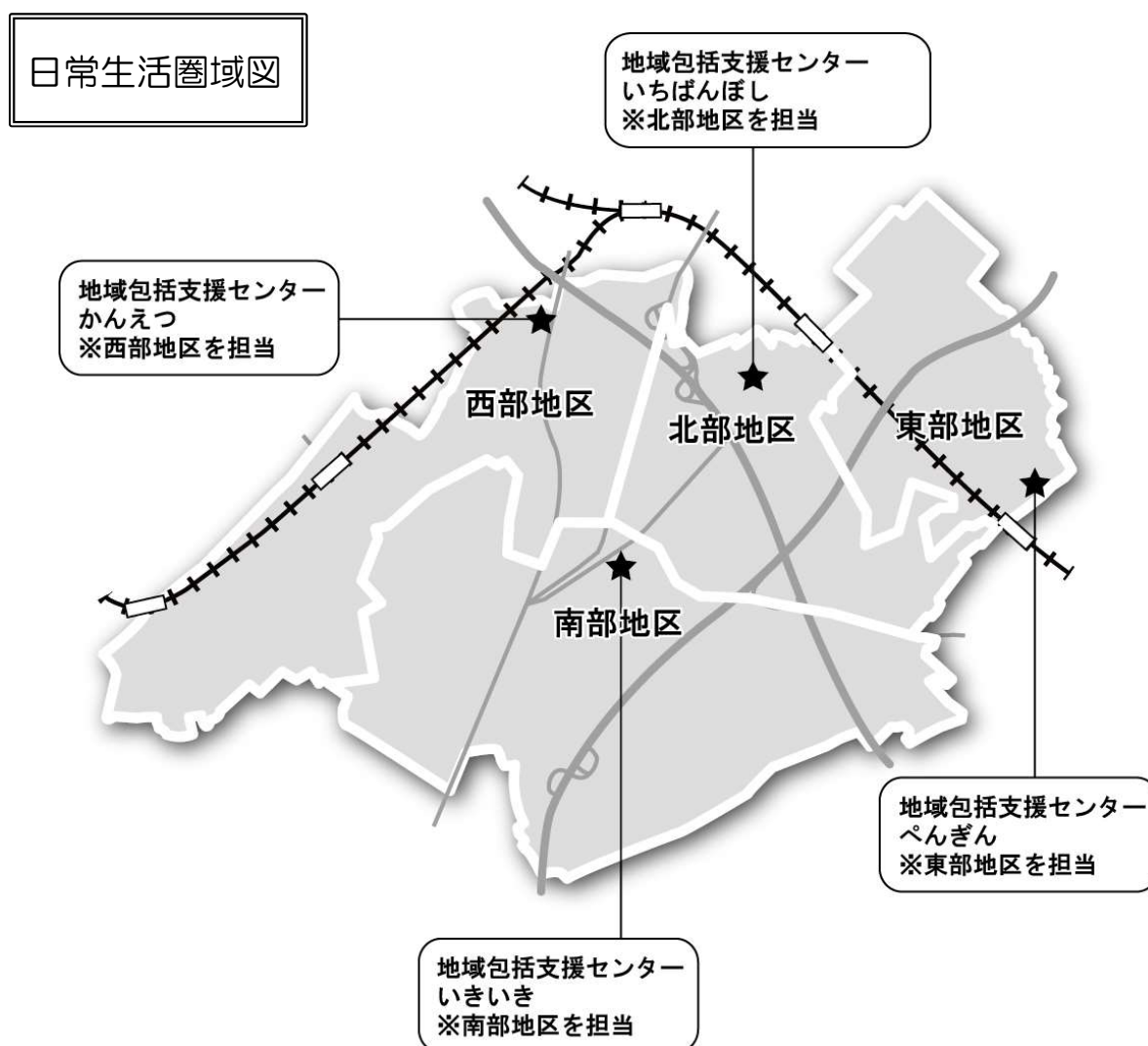
1 介護保険サービスの充実	(1)居宅サービス (2)地域密着型サービス (3)施設サービス (4)サービス基盤の整備
2 介護保険事業費の見込み	(1)給付費 (2)地域支援事業費 (3)特別給付費(市独自事業) (4)標準給付費等の見込み (5)介護保険財政の仕組み (6)介護保険料の段階設定等 (7)介護保険料基準額 (8)将来的な保険料水準等の見込み
3 介護給付の適正化等の推進	(1)介護給付費適正化対策事業 (2)介護保険事業の円滑な運営
4 介護人材の確保	(1)介護人材の確保に向けた支援
5 感染症対策の推進	(1)新型コロナウイルス等の感染症対策に係る介護事業所への支援

4 日常生活圏域の設定

(1) 日常生活圏域の設定

本市では、第7期計画において、地理的条件、高齢者人口、交通事情その他社会的条件、介護事業所の整備状況等を勘案して、日常生活圏域を「西部地区」、「北部地区」、「東部地区」、「南部地区」の4地区に設定し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

第8期計画においても、高齢者人口の推移・介護事業所の整備状況・地域包括支援センターの機能強化等を勘案し、第7期計画を踏襲し、4地区の日常生活圏域を設定します。



(2) 日常生活圏域と担当する地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援するための機関として設置されています。

■地域包括支援センターの担当圏域

センター名	日常生活圏域	担当地区
地域包括支援センター かんえつ	西部地区	脚折の一部（脚折才道木・脚折第一・脚折蔵の前・脚折第二・脚折山田自治会区域）、脚折町一・二・三・四・六丁目、下新田、羽折町、中新田、新町、上新田、町屋
地域包括支援センター いちばんぼし	北部地区	脚折の一部（池の台・共栄西・県営鶴ヶ島すねおり団地・星和若葉台・共栄中央第一・共栄ニュータウン自治会区域）、脚折町五丁目、共栄町、藤金、上広谷の一部（上広谷第二・上広谷第三・共栄東・若葉西自治会区域）、鶴ヶ丘
地域包括支援センター ぺんぎん	東部地区	上広谷の一部（上広谷第一東南・上広谷第一西・上広谷第一北・旭・上広谷中央自治会区域）、五味ヶ谷、富士見
地域包括支援センター いきいき	南部地区	高倉、三ツ木、三ツ木新町、柳戸町、三ツ木新田、太田ヶ谷、松ヶ丘、南町

(3) 日常生活圏域の状況

■圏域別人口・要介護認定者数

単位：人

圏域	年度	実績値	第8期計画推計値				第9期計画以降推計値	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度	
西部 地区	人口(A)	19,794	19,764	19,722	19,669	19,525	17,273	
	高齢者人口(B)	5,274	5,350	5,406	5,446	5,513	5,967	
	高齢化率(B÷A)(%)	26.6	27.1	27.4	27.7	28.2	34.5	
	事業対象者	8	8	9	9	10	10	
	要介護(要支援)認定者数	702	741	779	818	926	1,267	
	要支援1・2	217	231	243	255	286	352	
	要介護1～5	485	510	536	563	640	915	
北部 地区	人口(A)	21,417	21,383	21,339	21,281	21,126	18,688	
	高齢者人口(B)	6,170	6,258	6,324	6,371	6,449	6,981	
	高齢化率(B÷A)(%)	28.8	29.3	29.6	29.9	30.5	37.4	
	事業対象者	15	16	17	17	18	19	
	要介護(要支援)認定者数	792	836	879	923	1,044	1,429	
	要支援1・2	246	262	276	290	324	399	
	要介護1～5	546	574	603	633	720	1,030	
東部 地区	人口(A)	17,932	17,905	17,867	17,819	17,688	15,648	
	高齢者人口(B)	5,171	5,245	5,300	5,340	5,405	5,850	
	高齢化率(B÷A)(%)	28.8	29.3	29.7	30.0	30.6	37.4	
	事業対象者	5	5	6	6	6	6	
	要介護(要支援)認定者数	519	547	576	604	684	941	
	要支援1・2	143	152	160	168	188	232	
	要介護1～5	376	395	416	436	496	709	
南部 地区	人口(A)	10,775	10,759	10,736	10,707	10,629	9,403	
	高齢者人口(B)	3,415	3,464	3,501	3,527	3,570	3,864	
	高齢化率(B÷A)(%)	31.7	32.2	32.6	32.9	33.6	41.1	
	事業対象者	18	19	19	21	21	22	
	要介護(要支援)認定者数	484	512	538	564	638	883	
	要支援1・2	115	123	130	136	152	187	
	要介護1～5	369	389	408	428	486	696	
特住 所者地	事業対象者	1	1	1	1	1	1	
	要介護(要支援)認定者数	75	79	83	87	99	137	
	要支援1・2	18	19	20	21	24	29	
	要介護1～5	57	60	63	66	75	108	

※令和2年度は、10月1日現在実績

※令和3年度以降は、各年度10月1日現在推計

(4) 日常生活圏域別の介護保険施設・介護事業所等

単位：か所/（ ）内は定員数

日常生活圏域		西部地区	北部地区	東部地区	南部地区	計
介護 保険 施設	介護老人福祉施設		1 (100)	1 (140)	2 (160)	4 (400)
	介護老人保健施設	1 (108)				1 (108)
地域 密着型 サービス	認知症対応型共同生活 介護（グループホーム）	1 (18)		2 (36)	1 (18)	4 (72)
	小規模多機能型居宅介護	1 (29)	1 (29)			2 (58)
	看護小規模多機能型居 宅介護			1 (29)		1 (29)
	定期巡回・随時対応型訪 問介護看護		1		1	2
	地域密着型通所介護	1	2	3	3	9
居宅介護支援事業者		5	3	4	5	17
居宅系 サービス	訪問介護	3	8	2	2	15
	訪問看護	2	2	1	2	7
	通所介護		3	4	3	10
	通所リハビリテーション	1		1		2
	短期入所施設 （生活介護・療養介護）	2	1	1	3	7
老人 福祉 施設等	老人福祉センター				1	1
	介護付有料老人ホーム	1 (63)	3 (202)	1 (70)	2 (110)	7 (445)
	住宅型有料老人ホーム			2 (140)		2 (140)
	サービス付き高齢者向 け住宅	1 (38)	1 (48)	1 (52)		3 (138)

※令和3年2月1日現在の施設数・定員数